



MIKI City Magazine

広報

# みき

5  
別冊特集  
2020  
No.901

広報みき No.901  
2020年5月1日発行



広報みき2020年5月号(No.901)はこのページの内側に入っています。

## 兵庫県下に「緊急事態宣言」発令中

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力ください。



こまめな手洗いを徹底!



密閉・密集・密接を避ける!



守ろう!咳エチケット

## 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

● 次の症状がある方は、帰国者・接触者相談センターに電話で相談しましょう。

① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く

② 強いだるさや息苦しさがある

● 重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談してください。

帰国者・接触者相談センター  
(加東健康福祉事務所)

☎0795-42-9436

受付時間: 9時~17時30分(平日のみ)

新型コロナウイルス感染症についての相談  
三木市 健康増進課

☎86-0900

受付時間: 8時30分~17時(平日のみ)

その他、制度などについての相談  
三木市コロナウイルス相談窓口

☎82-2000(内線: 2485)

受付時間: 8時30分~17時(平日のみ)

兵庫県の相談窓口

☎078-362-9980

FAX: 078-362-9874

受付時間: 24時間

厚生労働省の相談窓口

☎0120-565653

FAX: 03-3595-2756

受付時間: 9時~21時

市が発信する新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は市ホームページをご覧ください。

ホームページはこちら



編集発行: 三木市総合政策部健康福祉課 ☎0794-82-2000  
〒673-0492 上の町10番30号  
https://www.city.miki.lg.jp/

広報みきは新聞付(日刊紙)・宅配でお届けしています(点検版・音読版もあり)新聞未購読の方は点検版・音読版をご希望の方は(市)教員広報課までご連絡ください。

人口 (3月末現在) 176,76,929 (1.6%)  
男: 97,289 (1.6%)  
女: 99,640 (1.1%)  
世帯数: 54,053 (1.9%)

## 市立学校園などでの感染症への対応

4月22日時点の情報です。最新情報は市ホームページをご覧ください。

### 市立学校は5月6日まで臨時休校

小学校、中学校、特別支援学校は、5月6日(水)まで臨時休校しています。変更などがありましたら、各学校から連絡します。学習課題や配布物等については、各学校から送付します。日々、健康観察を実施いただき、体調に異変がありましたら、学校へ連絡してください。

### 幼稚園は5月6日まで臨時休園

幼稚園は、5月6日(水)まで臨時休園しています。変更などがありましたら、各園から連絡します。

### 認定こども園、保育所およびアフタースクールの対応

可能な限り利用の自粛を要請した上で、社会生活を維持するために、就業が必要な保護者を対象に事業を継続しています。

### 休校中の生活について

ウイルスの感染リスクを減らすには、免疫力を高めるため、規則正しい生活を送り、バランスの取れた食事をとることが大切です。以下の点に注意して、元気に過ごしましょう。

- ◇ 早寝・早起き・朝ごはんを大切にしましょう。
- ◇ 計画を立てて、毎日学習しましょう。
- ◇ 安全な環境のもとで、散歩やジョギング、縄跳びなどの適度な運動をしましょう。
- ◇ スマートフォンやゲーム、TVの時間を決めましょう。
- ◇ お手伝いをしましょう。
- ◇ おうちの人と話をしましょう。  
※不安や心配ごとがあれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどに相談することができます。学校へ連絡ください。

### 感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者、その家族、またこの感染症の対策や治療に当たる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。子どもたちに、偏見や差別が生じないようにお話しください。

## 【事業者向け情報】経営相談や融資制度、保証制度

給付支援情報は3ページをご覧ください

### ● 経営相談窓口

▼ 対象 新型コロナウイルスの流行により影響を受ける、またはその恐れのある中小企業・小規模事業者

☎ 三木市中小企業サポートセンター ☎70-8008

### ● 雇用調整助成金に特例措置

▼ 対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主  
▼ 内容 経済上の理由により、事業の縮小を余儀なくされた事業者が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することで、従業員の雇用を維持した場合に助成

☎ 兵庫県労働局 ハローワーク助成金デスク ☎078-221-5440

### ● 融資制度、保証制度

融資制度	対象	要件	問い合わせ先
国 国民生活事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化している人	最近1か月間の売上高などが前年または前々年同期に比べ5%以上減少していること(業歴3か月以上1年1か月未満の場合は別途要件あり)	日本政策金融公庫 ・明石支店 ☎078-912-4114 ・神戸支店 ☎078-341-4981
県 新型コロナウイルス対策貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内で事業を営む中小企業者など	最近1か月間の売上高などが前年同期に比べ5%以上減少していること	兵庫県産業労働部地域金融室 ☎078-362-3321

保証制度	対象	要件	問い合わせ先
セーフティネット保証4号(自然災害など) 新型コロナウイルス関連	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内で事業を営む中小企業者など	最近1か月間の売上高が前年同月に比べ20%以上減少し、その後2か月を含む3か月間の売上高などが前年同期と比べ20%以上減少が見込まれること	(市) 商工振興課 ☎82-2000
セーフティネット保証5号 業況が悪化している業種		次のいずれも満たすこと ① 指定の738業種 ② 最近3か月間の売上高などが前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる	
危機関連保証の認定		最近1か月間の売上高などが前年同月に比べ15%以上減少し、その後2か月を含む3か月間の売上高などが前年同期と比べ15%以上減少が見込まれること	

4月22日時点の情報です。最新情報は市ホームページをご覧ください。